

**鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業に係る
公募型プロポーザル募集要項**

令和8年7月

鈴鹿市

1 趣旨

本要項は、鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業に係る優先交渉権者の選定について、新たに公園のシンボリックな施設となる魅力的な遊具を設置し、これまで以上に多くの子どもたちが、長く楽しめる特色ある施設とするために、その企画力や技術力、実績等を総合的に評価して最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業

(2) 選定方式

公募型プロポーザル

(3) 発注者

鈴鹿市（担当課：鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課）

(4) 事業内容

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業要求水準書（以下「要求水準書」）のとおり

(5) 施工場所

鈴鹿市加佐登町地内

(6) 施工期間

令和11年3月9日（金）まで

※国の社会資本整備総合交付金を活用することを前提としているため、交付金の決定額に応じて各年度の工事範囲を定め、別途工事請負契約を締結します。また、交付金の決定額によっては、期間が短縮になることもあります。

※事業スキームは、別添「事業スキーム」のとおりとします。

(7) 提案上限額

330,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

【内訳】

令和8年度上限額 298,200,000円

令和9年度・10年度上限額(合計) 31,800,000円

※本提案にあたり下限額は設定しないものとします。

※令和8年度の交付金は、令和8年度上限額で決定しています。

(8) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

※国の社会資本整備総合交付金を活用することを前提としているため、交付金の決定額に応じて各年度の工事範囲を定め、別途工事請負契約を締結します。

(9) 契約保証

年度契約ごとに契約金額の10分の1以上の額を納付しなければなりません。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、市を被保険者とする履行保証保険契約又は市を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を市に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(10) 支払い

鈴鹿市契約規則（昭和41年規則第18号）による。

(11) 費用の負担

ア 発注者の負担

上記（7）提案上限額を限度とし、かつプロポーザルにおける提案価格を超えない金額とします。

※設計・施工費のほか、地盤調査費やその他施設の整備に必要な費用を含む。

イ 受注者の負担

（ア）受注者は、本事業が完了するまでの間、当該契約に係る費用を負担してください。

（イ）完成図書の作成費用は、受注者の負担となります。

(12) 事務局

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課 管理グループ

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL：059-382-9025

FAX：059-382-7615

Mail：shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

3 参加者の資格要件

参加者は、「参加表明書兼誓約書」提出日から、下記6（7）の審査結果の結果通知日までの期間において、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項または同条第5項の規定における営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 鈴鹿市入札参加資格者名簿のうち、建設工事「とび・土工・コンクリート工事」または「造園工事」に登録されていること。
- (6) 市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (7) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力

団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (8) 平成28年度以降、大型複合遊具※を含む遊具設置工事（国又は地方公共団体が発注したもの）を元請として施工した実績を参加表明者が有していること。

※大型複合遊具：「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）の規定による。

- (9) （一社）日本公園施設業協会が認定する「SPマーク表示認定企業」であること。
(10) 配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）は、参加者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあり、大型複合遊具の設置経験がある「1級土木施工管理技士」若しくは「1級造園施工管理技士」で、（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の「公園施設製品安全管理士」の資格を有すること。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失います。

- (1) 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本募集要項の定めに適合しないとき。
(2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
(3) 企画提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は企画提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
(4) 審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
(5) 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。
(6) 見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続等のスケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年7月1日（水）
質問書 提出期限	令和8年7月14日（火）
質問書に対する回答期限	令和8年7月17日（金）
参加表明書 提出期限	令和8年7月22日（水）
参加資格確認結果通知	令和8年7月24日（金） ※欠格のみ郵送により通知
企画提案書 提出期限	令和8年8月21日（金）
プレゼンテーション実施	令和8年9月上旬～9月中旬（予定）
アンケート実施	令和8年9月上旬～9月中旬（予定）
審査	令和8年9月中旬～9月下旬（予定）
審査結果通知	令和8年10月上旬（予定）
見積合せ	令和8年10月上旬（予定）

基本契約の締結	令和8年10月上旬(予定)
仮契約(令和8年度)の締結	令和8年10月上旬(予定)
議案の議決	令和8年12月下旬(予定)
通知	令和9年1月上旬(予定)
契約(令和9年度)の締結	令和9年4月上旬(予定)
契約(令和10年度)の締結	令和10年4月上旬(予定)

※国の社会資本整備総合交付金の交付状況によっては、「契約の締結」が変更となる場合があります。

※企画提案書を提出した事業者が1社の場合は、アンケートは実施しません。

(1) 募集要項等の公表・配布

ア 公表 令和8年7月1日(水)

イ 公表等の方法 鈴鹿市公式ウェブサイトに掲載

(2) 質問の受付と回答

ア 提出期限 令和8年7月14日(火) 午後5時

イ 提出方法 質問書(様式2)に質問を記入の上、事務局あてファックスまたは電子メールにて提出

ウ 回答 令和8年7月17日(金) 午後5時までに、順次鈴鹿市公式ウェブサイトに公表

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年7月22日(水) 午後5時

イ 提出書類

・参加表明書兼誓約書(様式1)

・業務実績が確認できる書類の写し

○契約書、コリンズ等の写し

・配置予定技術者の資格が確認できる書類の写し

○「1級土木施工管理技士」または「1級造園施工管理技士」

○(一社)日本公園施設業協会技術資格制度の「公園施設製品安全管理士」

○雇用関係がわかる監理技術者資格者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し

・SPマーク表示認定企業であることが確認できる書類の写し

○SP表示認定企業認定証等

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式3)

ウ 提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メールにより事務局あて提出(期限内必着)

※ファックス又は電子メールの場合は、必ず発注者に電話し、着信の確認をして下さい。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年8月21日(金) 午後5時

イ 提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ（A3サイズの書類は折り込
みで）、7部提出して下さい。

※7部の内訳：下記書類すべてそろったものは1部、企画提案書等7部と記載して
あるもののみ6部

※電子データはCD1枚とする。

書 類	様 式	部数
企画提案書提出届	様式4	1
工事実施体制	様式5	7
企画提案書	任意様式（様式例あり）	7
アンケート資料	任意様式及び電子データ（PDF）	7
工程表	任意様式	7
価格提案書	様式6	1

●企画提案書

(ア) 事業計画（案）（コンセプト等を含む）（A3判片面横1枚）

提案項目

①テーマ・コンセプト

- ・鈴鹿市で最も大きな遊具として、独創性、シンボル性やインパクトがあり、公園の特性等に合ったものとなっている。
- ・子どもたちが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていくことができる遊具としてふさわしい提案となっている。
- ・年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しむことができるいわゆるインクルーシブに配慮した工夫を行い、子どもの発達年齢に合わせたいろいろな遊びの形態が提案され、子どもが冒険心を持ちチャレンジしたくなるような要素となっている。

②維持管理

- ・遊具の材質・塗装は、標準使用期間が担保される耐久性のある材料を使用するものとし、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとなっている。
- ・維持管理（交換・修理）がしやすい構造とし、材料は一般的に入手しやすいものを使用し、補修や部材交換等のメンテナンス性に優れているものとなっている。
- ・設置後の維持管理費の縮減が優れている。

③安全に対する配慮

- ・子どもたちが安全に安心して遊具で遊べるように安全に対する配慮がなされており、また子どもたちの予期しない遊びに対する安全対策が十分に行われている。

- ・こどもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができるよう視認性が高く、保護者の動線等の配慮がされている。

④実現性

- ・提案内容を実現できる技術基準や類似実績などが示されており、実現性が高い。
- ・既存遊具と同程度の機能・規模であること、または、機能強化や機能転換を行う場合は、その必要性（理由）が十分記載されている。

⑤その他

- ・要求水準書にない特筆すべき独自の提案がされている。

(イ) 提案遊具の概要図（＝完成予想図イラスト、A3判片面）

※おおよその縮尺を記入して下さい。

※必ず製品と整合性のとれたものとし、完成形の見え方から乖離したものは認めません。

(ウ) 遊具の配置計画図（A3判片面）

※文字は10.5ポイント以上の大きさとし、読みやすいように配慮して下さい。

※図や表に注釈を付す場合は、文字の大きさは8ポイント以上として下さい。

※国の社会資本整備総合交付金を活用すること前提としているため、原則、既存遊具と同程度の機能・規模とし、現状に比べ過度でない更新とすること。

ただし、必要があるときは、既存遊具の機能強化または機能転換をするものとし、その必要性（理由）の説明を記載して下さい。

※提案者が特定できるような事業者名等は記載しないで下さい。

●アンケート資料

※A3判片面1枚及びPDFデータ

※アンケートは、小学校の児童等を対象に実施します。

※概要図は、縮尺にあった背景及び人物を描写し、鳥、虹、風、風船など過度な装飾は行わないで下さい。

※概要図にはプロポーザル対象遊具以外の施設の書き込みは禁止とします。

※公園名、遊具の仮称、対象年齢及びコンセプトを簡潔に記載することは認めますが、会社名、キャラクター、ロゴマーク、フレームや柄及び詳細な説明等は一切記載しないで下さい。

●工程表

※提案者が特定できるような事業者名等は記載しないで下さい。

ウ 提出方法

持参又は郵送により事務局あて提出

※期限内必着

6 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」）（非公開）が行います。

(2) 企画提案書等を審査する選定委員会

本募集要項等に基づき提出された企画提案書等については、選定委員会において、総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを行い、選定委員会の審査により優先交渉権者を選定します。

なお、審査の概要は以下のとおり

ア 日時

令和8年9月上旬～9月中旬（予定）

イ 場所

鈴鹿市役所庁内の会議室（予定）

ウ 参加者

- ・市は、選定委員会委員及び鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課職員（事務局）が参加します。
- ・企画提案者の参加人数は、最大5名までとします。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行います。

エ 時間

45分以内（提案説明30分以内、質疑応答15分程度を予定）

オ 使用機器等

- ・パソコンを使用する場合、モニター、HDMIケーブル及び電源タップは市で準備します。その他の機器等は、企画提案者にて準備して下さい。
- ・使用機器等の準備及び撤収作業は、プレゼンテーション及び質疑応答の時間内に行ってください。
- ・使用機器等の設置、撤収及び操作は、企画提案者で行ってください。

カ 説明

- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を元に説明して下さい。
- ・企画提案書等を踏まえた提案概要や全体像、提案ポイントを簡潔に説明して下さい。
- ・当日の追加資料の配布は認めません。

キ 質疑応答

- ・説明者以外の方による回答は可能です。
- ・パソコン等の機器を使用して画像等を投影しながら回答することは可能です。

ク 通知等

- ・日時等の詳細情報については、アの前週までに電子メールで通知します。

(4) 審査方法等

審査方法や審査基準の詳細については、「鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業に係る公募型プロポーザル選定要領」（以下「選定要領」という。）によるものとします。

(5) 評価項目

企画提案等の評価項目及び配点等は以下のとおり

ア 企画提案能力	200 / 260
イ アンケート結果	30 / 260
ウ 価格評価	30 / 260

※評価配点基準等詳細については、選定要領（表1）を参照。

※企画提案書を提出した事業者が1社の場合は、アンケートは実施しません。

※アンケートを実施しなかった場合は、配点は230点満点となります。

※総合得点が満点の60%以下となった者又は評価項目で全委員の合計得点において0点があった者は、契約候補者としません。

(6) 選定委員会において必要と判断した場合、補足資料の提出を求めることがあります。

(7) 選定結果の通知及び公表

審査結果は、審査後速やかに各企画提案者に書面で通知するとともに、市公式ウェブサイトにおいて公表します。

7 基本契約及び契約

(1) 基本契約の締結

優先交渉権者と市は、速やかに基本契約のための諸条件や仕様内容の確認調整を行い、市が指示する期間内に上記2（7）「提案上限額」の範囲内による見積書を提出して下さい。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として基本契約時の仕様反映するものとします。ただし、本事業の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により基本契約または各年度の契約締結段階で項目を追加、変更及び削除することがあります。また、これにより参考見積額を超えない範囲で、基本契約の内容及び額等の調整を行うことがあります。

上記6による優先交渉権者の次点の提案者に対しては、優先交渉権者が基本契約締結に際し参加資格要件を満たさなくなった、辞退した場合等、基本契約締結ができない場合は、契約交渉相手として発注者から連絡することがあります。

なお、上記3による参加資格に関する諸条件は、基本契約締結または年度契約に際しても同様に確認を行うものとし、該当しないことが明らかになった場合は、失格となります。

基本契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく議会の議決をもって、その効力が発生します。

(2) 契約の締結

基本契約期限内で国の社会資本整備総合交付金に応じて、毎年度工事実施範囲及び履行期限を決定し、契約を締結するものとします。

令和8年度は、298,200,000円を上限とします。また、令和8年度分は、上記

基本契約と同様に、議会の議決をもって、効力が発生するものとなります。

(3) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条に基づき、年度契約ごとに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(4) 基本契約及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 基本契約及び各年度契約の変更

基本契約及び各年度契約の変更は、原則行いません。ただし、市側のリスクに起因する事由又は受注者の責めに帰することができない事由による場合、変更することがあります。

8 その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しません。

(2) 提出期限後における企画提案書の差替え及び記載内容の変更は認めません。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではありません。

(3) 市は、審査及び説明を行うため、提出された企画提案書等を使用し、又は写しを作成する場合があります。

(4) 提出された企画提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しません。ただし、情報公開請求により、企画提案書等を開示する場合があります。

(5) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めません。

(6) 公募が公正に実施することができないと認められる場合やその他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、または取り止めることがあります。また、これにより応募者が支出した費用等については、一切補償しません。

(7) 契約締結に関し、議会の議決が得られず契約が不成立となったときは、契約の効力は失い、本事業の準備に関して既に市及び受注者が支出した費用等、一切の損害およびリスクは各自の負担とします。